

これまでの取り組みと課題の整理

※ 「標準仕様（案）」は「位置情報基盤を構成するパブリックタグ情報のための標準仕様（案）」を示す。

平成28年7月21日

標準仕様（案）策定のための検討及び対応状況

1. 平成27年度の取り組み状況

【第2回WG（9/18）】標準仕様（案）Ver.0.1を策定

- パブリックタグを定義
 - ✓ 位置特定に利用可能なタグ。
 - ✓ 標準仕様（案）に基づき位置情報や属性情報が標準化されたもの。
 - ✓ 発信する位置情報や登録情報を、場所情報コード等をキーとして、誰でも検索や利用が可能であるもの。
- パブリックタグの要件
 - ✓ 場所情報コードの発信、または読み出しができるものを標準とする。
 - ✓ タグを一意に特定できるIDによる登録も可能とする。
- パブリックタグ情報共有プラットフォームによる情報の登録・管理・提供
- 登録情報の利用
 - ✓ 国土地理院コンテンツ利用規約により提供する。
 - ✓ APIによる取得する。
 - ✓ テキストファイルのダウンロードにより取得する。
 - ✓ 二次利用が可能である。
- アクセス情報の取り扱い

【第3回WG（12/18）】標準仕様（案）Ver.0.2を策定

- APIの改良
 - ✓ テキストファイルの出力項目と統一した。
- 情報登録・管理・提供サイト「パブリックタグ情報共有プラットフォーム情報提供サイト」の作成
- 申請情報を登録する際に必要な情報を国土地理院が付加

【第4回WG（3/3）】標準仕様（案）Ver.0.3を策定

- 国土地理院コンテンツ利用規約改正への対応
- 主な検討事項等
 - ✓ パブリックタグ固有IDの唯一性に関する検討
 - ✓ 情報共有サーバー負荷試験の実施
 - ✓ アンケート結果の集約（東京駅周辺屋内外シームレス測位サービス実証実験ハッカソン参加者）

2.標準仕様（案） Ver.0.5 へ反映させる検討事項

第4回位置情報基盤WG
資料3より 抜粋・再掲

- 標準仕様（案）を適用した実証実験等から技術的な課題に対する意見等をいただき、内容を精査の上で反映させる。 → 資料2-1
- パブリックタグ位置情報等の品質情報の策定 → 資料2-2
- パブリックタグの設置・登録に対するインセンティブの付与 → 資料2-3
- 地物の固有名詞や図面等の局所的座標、画像など、位置を特定可能な様々な表現による登録方法の考察 → 資料2-4
- 国際標準化に関する状況整理 → 資料2-5

3. 委員・構成員からのご意見及びご指摘事項

- (1) 登録の間口の拡大
 - ・ 地図からパブリックタグを登録できるシステム作成を検討する。
 - ・ (登録の間口を広げるため) 緯度経度による登録を必須としない方が良い。
- (2) 相対精度と絶対精度の目標精度による差別化
 - ・ 品質に関してユーザーが使いやすいようにする。
- (3) パブリックタグの普及
 - ・ 公共性の高い施設等への設置・登録により情報が増えることで活用の可能性も高まる